

行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第1章 総務（第1条・第2条）

第2章 教育環境（第3条）

附則

第1章 総務

（春日部市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（職員の服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者<u>に対し</u>、別記様式による宣誓書を提出しなければならない。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>宣 誓 書</p><p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p><p>私は、地方自治の本旨を体すると<u>ともに</u>公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く<u>自覚し</u>、市民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p><p>年 月 日</p><p>職 氏 名</p></div>	<p>（職員の服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者<u>又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職を行ってはならない。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>宣 誓 書</p><p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p><p>私は、地方自治の本旨を体すると<u>共に</u>公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く<u>自覚し</u>市民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p><p>年 月 日</p><p>職 氏 名 ㊟</p></div>

（春日部市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第2条 春日部市固定資産評価審査委員会条例（平成17年条例第78号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p>
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p>
<p>第8条</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条</p>	<p>第8条</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印</u>しなければならない。</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条</p>

<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</p> <p>(5) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名</p> <p>(5) (略)</p>	<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(4) (略)</p>
---	---

第2章 教育環境

(春日部市教育職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市教育職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年条例第172号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(教育職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに教育職員となった者は、別記様式による宣誓書<u>を</u>春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>(1) 学校栄養職員及び事務職員</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、市民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 _____ 名</p> </div>	<p>(教育職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに教育職員となった者は、別記様式による宣誓書<u>に署名し、</u>春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>(1) 学校栄養職員及び事務職員</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、市民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 _____ 名 ㊟</p> </div>

(2) 第1号に掲げる職員以外の教育職員

宣 誓 書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに教育公務員としての責務を深く自覚し、市民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

職 氏 _____ 名

(2) 第1号に掲げる職員以外の教育職員

宣 誓 書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに教育公務員としての責務を深く自覚し、市民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

職 氏 _____ 名 ㊟

附 則

この条例は、公布の日から施行する。